

令和6年第4回東浦町議会定例会議案等一覧表

1 議案等

区 分	件 数	
	令和6年第4回	令和5年第4回
1 条 例	8	8
(1) 制 定	1	0
(2) 全 部 改 正	0	0
(3) 一 部 改 正	6	8
(4) 廃 止	1	0
2 予 算	5	10
(1) 一 般 会 計	1	3
(2) 特 別 会 計	2	5
(3) 企 業 会 計	2	2
3 その他の議案等	5	3
計	18	21

2 専決処分

区 分	件 数	
	令和6年第4回	令和5年第4回
1 承 認	1	0
(1) 条 例	0	0
(2) 予 算	1	0
2 報 告	2	1
計	3	1

令和6年第4回東浦町議会定例会議案等概要
(予算関係議案を除く。)

第1 同 意

人権擁護委員の推薦について(同意第5、6号)

次の2名を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞く。

(1) 小林 久枝(再任)

東浦町大字藤江 昭和27年生

(2) 外山 淳恵(新任)

東浦町大字森岡 昭和33年生

第2 報 告(専決処分)

1 損害賠償の額の決定及び和解について(報告第10号)

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

土地の管理瑕疵による物損事故

概 要	町の損害賠償額
令和6年6月26日(水)午後3時30分頃、緒川字東本坪地内の町が管理する土地の老朽化した樹木が倒れ、相手方が所有する土地に設置されていた外構フェンスが破損した。	114,862円 (過失割合100%)

- 2 工事請負契約の変更について（於大公園再整備工事（6－1））（報告第11号）
 地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、
 専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

工 事 名	於大公園再整備工事（6－1）
契 約 金 額	変更前 67,980,000円 変更後 70,549,600円（2,569,600円の増額）
契約の相手方	知多郡東浦町大字藤江字柳牛28番地の1 株式会社ヒューテック 代表取締役 長坂 勝之
変 更 理 由	石綿含有建材の処理等が必要となったため、工事請負契約の変更をするものである。

第3 議 案：条例（制定）

東浦町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について（議案第45号）

教育委員会の職務権限のうち、図書館の設置等に関する事務等を町長が管理し、及び執行することとする。

施行日：令和7年4月1日

次に掲げる教育に関する事務は、町長が管理し、及び執行することとする。

- （1）特定社会教育機関の設置、管理及び廃止に関すること（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- （2）スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く。）。
- （3）文化に関すること（（4）に掲げるものを除く。）。
- （4）文化財の保護に関すること。

第4 議 案：条例（一部改正）

1 東浦町職員定数条例の一部改正について（議案第46号）

職員の定数を改める。

施行日：令和7年4月1日

町長の事務部局の職員の定数 382人 → 386人

教育委員会の事務部局の職員並びに教育委員会の所管に属する学校及び学校以外の
教育機関の職員の定数 31人 → 27人

2 東浦町部制条例及び東浦町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について（議案第47号）

機構改革を行う。

施行日：令和7年4月1日

（1）東浦町部制条例（第1条関係）

ア 町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。

（ア）政策企画部

（イ）総務部

（ウ）ふくし文化部

（エ）こども未来部

（オ）地域創造部

（カ）まちづくり部

（キ）インフラ整備部

イ 部の分掌事務を改める。

（2）東浦町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（第2条関係）

事務を処理させるための組織の名称をインフラ整備部に改める。

- 3 東浦町副町長の定数を定める条例の一部改正について（議案第48号）
副町長の定数を改める。
施行日：令和7年4月1日

副町長の定数 1人 → 2人以内

- 4 東浦町学校体育施設の開放に関する条例等の一部改正について（議案第49号）
施設の使用料を改める。
施行日：令和7年4月1日

(1) 次の条例に規定する施設の使用料を改める。

- ア 東浦町学校体育施設の開放に関する条例（第1条関係）
- イ 東浦町営グラウンド及び東浦みどり浜緑地多目的広場の設置及び管理に関する条例（第2条関係）
- ウ 東浦町勤労福祉会館条例（第3条関係）
- エ 東浦町公民館条例（第4条関係）
- オ 東浦町都市公園条例（第5条関係）
- カ 東浦文化広場条例（第6条関係）
- キ 東浦町岡田川テニス場条例（第7条関係）
- ク 東浦町ふれあいセンター条例（第8条関係）
- ケ 東浦町郷土資料館条例（第9条関係）

(2) このはな館の利用に関し、次のとおり使用料区分を追加する。（第5条関係）

区分	単位	金額
ホール（専用利用）	1時間につき	2,000円
ホール空調設備（専用利用）	1時間につき	450円

(3) ふれあいセンターの利用に関し、次のとおり使用料区分を追加する。(第8条関係)

区分		1時間当たりの使用料の額
藤江コミュニティセンター	体 育 室 空 調 設 備	1,650 円
東浦町西部ふれあいセンター		
東浦町北部ふれあいセンター		

(4) 陶芸棟の利用に関し、次のとおり使用料区分を追加する。(第9条関係)

区分		単位	使用料
陶芸棟	創作室	1時間につき	1,000 円
	倉庫	1区画につき1年	1,550 円

5 東浦町手数料条例の一部改正について（議案第50号）

印鑑登録証明書の交付手数料等の額を改める。

施行日：令和7年4月1日

手数料の額を次のとおり改める。

(1) 印鑑登録証明書の交付手数料始め10手数料

200 円 → 250 円

(2) 住宅用家屋証明申請手数料

1,300 円 → 800 円

(3) 印刷手数料（A0ロール紙）

150 円 → 200 円

- 6 東浦町税条例の一部改正について（議案第 51 号）
 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識に係る弁償金の額を改める。
 施行日：令和 7 年 4 月 1 日

弁償金の額 150 円 → 200 円

第 5 議 案：条例（廃止）

東浦町産業振興施設条例の廃止について（議案第 52 号）
 産業振興施設を廃止する。
 施行日：令和 7 年 4 月 1 日

第 6 議 案：契約の締結

工事請負契約の締結について（於大公園再整備工事（6－2））（議案第58号）

工 事 名	於大公園再整備工事（6－2）
工 事 場 所	知多郡東浦町大字緒川字沙弥田地内始め
工 事 概 要	於大公園ふれあいファミリー広場に係る工事 (1) 擁壁工 (2) 水景施設整備工 (3) 遊戯施設整備工 (4) サービス施設整備工 (5) (仮称) 於大公園ファミリートイレ・更衣室の新築工事に伴う 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事一式 (6) (仮称) 於大公園大屋根の新築工事に伴う建築工事一式
契 約 金 額	379,500,000円
契約の相手方	知多郡東浦町大字藤江字柳牛28番地の1 株式会社ヒューテック 代表取締役 長坂 勝之
契 約 の 方 法	一般競争入札

第7 議 案：指定管理者の指定

1 指定管理者の指定について（東浦町総合ボランティアセンター）（議案第59号）

指定管理者に管理を行わせる施設	東浦町総合ボランティアセンター 東浦町大字緒川字屋敷貳区 61 番地の 1
指定管理者に指定する団体	東浦町大字石浜字岐路 23 番地の 1 社会福祉法人東浦町社会福祉協議会 会長 恒川 渉
指定の期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

2 指定管理者の指定について（東浦町中央図書館）（議案第60号）

指定管理者に管理を行わせる施設	東浦町中央図書館 東浦町大字緒川字平成81番地
指定管理者に指定する団体	東京都文京区大塚三丁目 1 番 1 号 株式会社図書館流通センター 代表取締役 谷一 文子
指定の期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和12年 3 月31日まで